

# 福岡県公報

平成二十六年一月十七日  
第三千五百六十四号  
増刊  
①

## 目次

### 告示(第三十号)

○福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する告示

(林業振興課) …………… 一

## 告示

### 福岡県告示第三十号

福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程(昭和三十四年一月福岡県告示第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「補助金の交付申請をした者」を「前項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者」に改め、「確定した場合には」の下に「、その金額(前項の規定により減額して補助金の交付申請をした者については、その金額が減額した額を上回る部分の金額)等を消費税仕入控除税額報告書(様式第四号)により」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合又は当該補助金の額の確定のあった日の翌年度の六月二十五日までに確定していない場合であっても、その状況について、同様式により、知事に報告するものとする。

様式に次の一様式を加える。

様式第 4 号（第 7 条）

番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

事業主体

印

## 年度森林病虫害等防除事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があった標記事業補助金について、福岡県森林病虫害等防除事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

- |   |                                 |   |   |
|---|---------------------------------|---|---|
| 1 | 福岡県補助金等交付規則第 14 条に基づく確定額        | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した当該補助金に係る消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した当該補助金に係る消費税仕入控除税額  | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額                        | 金 | 円 |

（注）記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

（注）記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等の売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県森林病害虫等防除事業補助金交付規程の規定は、平成二十五年度の補助金から適用する。